北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同法第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年５月８日　北陸地方整備局長　髙松　諭

1　河川の名称　阿賀野川水系早出川

2　河川管理施設の名称又は種類　桑山川樋管

3　河川管理施設の位置　新潟県五泉市羽下地先（早出川右岸）

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　五泉市長　田邊　正幸

住所　新潟県五泉市太田1094番地１

5　管理の内容　治水事業及び農村地域防災減災事業の用にあわせ供される桑山川樋管の兼用工作物の操作及び新築、改築、維持又は修繕並びに災害復旧

6　管理の期間　令和７年４月１日から桑山川排水機場の存続する日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日　北陸地方整備局長　髙松　諭

区域	備考
㈠　道路の種類　一般国道	
㈡　路線名　八号	
㈢　占用を制限する区域	
高岡市福岡町下蓑字中島三九三番一から同市福岡町下蓑字梨子木二四四九番四まで	
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和七年五月九日
㈦　図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間